

平成30年度

事業計画

社会福祉法人啓光福社会

I 法人本部

II 啓光学園 ・ なかまの樹

III 啓光ホーム

IV 啓光えがお

V 啓光相談支援センター

経営理念

- ◎一人ひとりの尊厳を重んじ、利用者本位の経営を行う。
- ◎支援技術の高い職員を育成し、福祉サービスの向上を図る。
- ◎計画的・経済的で、職員参加型の運営を行う。
- ◎地域にとけ込み、福祉の充実・発展に寄与する。

I 法人本部

1 評議員会・理事会及び監査

- | | |
|--------------|--|
| (1) 理事会構成委員 | 理事7名 監事2名 |
| (2) 評議員会構成委員 | 評議員8名 |
| (3) 定例会議の開催 | 5月 理事会（決算、事業報告、他）
6月 定時評議員会（決算、他）
11月 理事会（中間報告、他）
3月 理事会（次年度予算、次年度事業計画、他）、
4月 評議員会（次年度予算及び次年度事業計画報告） |
| (4) 法人監査の実施 | 随時 財務関係、事業運営の調査及び講評 |
| (5) 会計処理の調査 | 外部公認会計士による会計調査 年4回以上 |

2 会議

- | | |
|------------------|--|
| (1) 経営会議 | ・開催 毎月（年12回）
・構成員 理事長、常務理事、施設長、課長 |
| (2) 運営会議 | ・開催 毎月（年12回）
・構成員 常務理事、施設長、課長、係長、主任 |
| (3) 中長期事業計画検討委員会 | ・開催 毎月（年12回）
・構成員 理事長、常務理事、施設長、課長 |

3 事業計画

- (1) 啓光ホームおおぐり新築工事施工管理
- (2) 啓光学園北側道路拡幅工事施工管理
- (3) 重度障害者グループホームの検討
- (4) 第二用地有効活用の検討
- (5) 社会福祉法人制度改正を踏まえて
 - ・社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の検証
 - ・地域における公益的な取組の検討
- (6) 中長期事業計画の作成
- (7) 人材の育成
 - ・研修計画、人材育成計画の運用
- (8) 人材の活用
 - ・多様な職員構成（常勤、非常勤、パート）による適正配置を図る。
- (9) 啓光だよりの発行・1月、5月（予算、事業計画）、9月（決算、行事）
- (10) 労働安全衛生委員会の検討
- (11) 障害者雇用の検討
- (12) 権利擁護の取り組み
- (13) 法人本部組織、機能の整備

Ⅱ 啓光学園

1 施設概要

所在地	〒206-0001 東京都多摩市和田 1 7 1 7	
連絡先	電話：042-375-7303	FAX：042-375-7343
施設の種類	指定障害者支援施設	定員 40 名
	福祉型障害児入所施設	定員 10 名
	重症心身障害者通所施設	定員 8 名
	(従たる施設なかまの樹)	
実施事業	施設入所支援	
	生活介護	
	短期入所	
	多摩市中心身障がい者(児)一時保護事業	
	日中一時支援事業	
	(多摩市、八王子市、町田市、府中市、日野市)	

2 運営方針

夜間、休日を含めた日常生活場面での支援と、日中の活動をサポートする生活介護事業での支援の充実を図るとともに、児童施設と成人施設の利用者一人ひとりのライフステージに応じた生活空間を整える。

なかまの樹では、いろいろな事に挑戦できる環境を整え、生活の向上に向けた支援を行う。

3 実施計画

(1) サービス提供

① 職員配置の変更

- ・夜間休日の支援と生活介護(日中活動)の支援を担う職員を専従化し、各部門の業務の円滑化、効率化を図る。

② 日常生活の支援(障害者支援施設・福祉型障害児入所施設)

- ・地域の情報やイベント、会議等での決定事項や法人の取り組み等の情報提供を行うとともに、利用者に分かり易い掲示方法を工夫する。(継続：サービス向上委員会)
- ・強度行動障害及び行動障害を伴う自閉症の利用者に対する支援の水準を上げるため

に、「強度行動障害支援者養成研修」に4名以上の生活支援職員を派遣する。（継続）

- ・ 集団生活におけるストレスを軽減させるため、ハードとソフトの両面の検討を行う。
- ・ 施設からグループホームへの地域生活移行について、家族連絡会や学園だより等で広報活動を行う。（継続）

③ 生活介護の活動支援（啓光学園）

- ・ 生活介護（日中活動）を専属的に担当する職員を配置するとともに、作業内容等を見直して活動内容の充実を図る。
- ・ 体操、音楽、歩行等の身体を動かすプログラムにおいても利用者毎の支援課題を抽出し、講師とともに支援する形式に変更する。

④ 生活介護の活動支援（なかまの樹）

- ・ 利用者及び家族の多様なニーズに対応した柔軟な運営を行う。
- ・ 活動支援、医療的ケア等の業務マニュアルを整備し、業務の標準化とサービスの質を高める。

⑤ 啓光学園の施設修繕

- ・ 内装のリフォームの実施に向けて検討する。
- ・ 居室の壁紙を2年計画で張り替える。

⑥ サービスの見直し

- ・ 半期ごとに支援サービスの見直しを行い、課題を明確にする。

（2）人材育成

① 人材育成

- ・ 研修担当者として主任を配置し、職員毎の研修課題を研修計画に反映させて計画的に実施する。

② 研修の実施

- ・ 階層別研修は新任研修に新入職者全員、育成研修（旧中堅層研修）に4名以上、チームリーダー研修に4名を派遣する。
- ・ 技術習得研修は10名以上の職員を派遣する。
- ・ 職員が受講した外部研修成果を、内部に還元することを目的に「研修報告会」を実施する。（継続）

（3）運営体制

① 権利擁護（虐待防止）の取り組み

- ・ 利用者へのサービスを良質なものにするための聴取や、サービス内容の点検を「サービス向上委員会」、権利侵害の防止については「虐待防止委員会」が担うことによって、多面的に運営体制を強化する。（継続）

② 防犯・災害対策

- ・毎月、不審者等への対応や防災訓練、また、災害時における初動訓練を実施する。
- ③ サークル等への活動支援
- ・利用者が主体となって取り組む活動について支援や補助を行う。
- (4) 地域との連携
- ① 行事・イベント
- ・夏祭りは、地域自治会と企画段階から連携するとともに、新たな協力先の確保や規模の拡大等を図り、地域と関わる機会を増やす。(継続)

Ⅲ 啓光ホーム

1 施設概要

啓光ホーム石村 (定員 5 名)	所在地 〒206-0002 東京都多摩市一ノ宮 4-27-12 連絡先 電話・FAX：042-339-7513
啓光ホーム伊野 (定員 8 名)	所在地 〒206-0003 東京都多摩市東寺方 645-2 連絡先 電話・FAX：042-319-3380
啓光ホームいずみ (定員 7 名)	所在地 〒206-0001 東京都多摩市和田 1721-7 連絡先 電話・FAX：042-401-9331

2 運営方針

利用者が健康で充実した生活が営めるよう、日中の生活（活動の場や就労先）を含めた一人ひとりの生活リズムや生活スタイルを尊重し、トータル的なサポートを実践する。

3 実施計画

(1) サービス提供

① 日常生活の支援

- ・自分で行うこととサポートを受けることを利用者と支援者の双方で確認し、快適な生活を送るためのサポートを行う。
- ・利用者の意思が反映できるよう、自己選択と自己決定の支援を実践する。
- ・利用者主体の共同生活が営めるよう利用者による寮会議（話し合い）を実施する。
- ・共同生活において自立した生活を目指すため、精神的なケア及びコミュニケーションスキルのケア（SST）を導入した支援を実践する。

② 健康管理

- ・利用者一人ひとりの健康状態を把握し、必要な通院等の計画を立てて健康管理に努める。
- ・高齢化に対し、医療的・制度的な側面を加味したうえでのサービスが提供できるように検討・実践する。

③ 日中に活動する場との連携

- ・日中に活動している場や就労先と連携を深めて情報を共有し、生活の全般にわたりトータル的に支援する体制を整える。

④ 啓光学園からのバックアップ

- ・啓光学園の支援体制等のノウハウを活かし、より効果的で良質なサービスを行う。

(2) 人材育成

① 研修の実施

- ・世話人を定期的に「生活寮・グループホーム等ネットワーク委員会」の研修会に派遣し、その役割を学習するとともに他の事業所の情報収集や繋がりが持てるようにする。
- ・「虐待防止委員会」の定めるマニュアルを順守し、人権擁護及び虐待防止に関わるチェックリストによる職員の自己チェックや研修を定期的実施する。

② 利用者支援や障害・疾病等に関する文書や情報の共有

- ・日常的に支援に携わる世話人や支援員に対して、支援技術に関する書籍や制度に関わる情報を適宜提供し、より専門的な支援者を目指す。
- ・3ホームの業務の共通化及び標準化を目的とした業務マニュアルを作成する。

(3) 運営体制

① 職員の配置

- ・管理者、サービス管理責任者、生活支援員、世話人の役割を明確にし、利用者の個別支援の更なる充実を図る。
- ・それぞれのホームにおける職員の業務内容を分析し、全てのホームの業務を統一標準化して効率化を図る。

② 啓光ホームおおぐり移転（12月）

- ・啓光ホーム伊野より啓光ホームおおぐりに12月中に移転を行う。
新たな生活環境のもと、通勤経路の確認・訓練、日常生活圏の開拓等フォロー体制を整える。

③ 会議の体系

- ・家族連絡会を年2回開催する。
- ・各ホームの職員会議を奇数月に開催する。
- ・全ホーム合同の職員会議を偶数月に開催する。

④ 福祉サービス第三者評価

- ・福祉サービス第三者評価を受審する。

(4) 地域との連携

① 行事・イベント

- ・休日を有意義に過ごせるよう、地域や法人内のイベントの開催及び情報提供を行う。
- ・利用者主体で行事内容を提案、参加型のイベントを企画する。

② 地域との関わり

- ・地域活動支援センターや就労支援センター、計画相談支援事業所、市役所などと連携を図り、多様な福祉サービスの提供に努める。

IV 啓光えがお

1 施設概要

所在地	〒206-0032 東京都多摩市南野 3-15-1 多摩市総合福祉センター1階2階
連絡先	電話：042-376-5044 FAX：042-376-5099
施設の種類	指定障害福祉サービス事業所
実施事業	生活介護（定員55名） 多摩市地域生活支援事業（日中一時支援）（定員4名）

2 運営方針

- ・利用者の人とのかかわり方を支援するとともに、働く場、楽しむ場、休む場として日々の生活を豊かにできるように支援する。
- ・利用者一人ひとりが活動の役割と目標を持てるように、個に応じた支援の工夫・研究に努める。
- ・施設への地域や関係機関の要望を整理し、課題を明確にして実現に努める。

3 実施計画

(1) サービス提供

- ・一人ひとりのアセスメントに応じた支援計画の作成・実施、評価を確実に行う。
- ・評価委員により支援マニュアルを見直し、支援の向上に努める。
- ・半期ごとに支援サービスの見直しを行い、課題を明確にする。
- ・生産活動（作業）の支援方法について研究し、日中活動の充実を図るとともに、菓子製造部門の定着に向けて支援体制を整える。
- ・利用者への日常の情報提供の仕方を工夫する。
- ・各係の日課を見直し、支援体制を整える。
(加工・製作係、工芸・デザイン係、園芸・バイオ係)
- ・商品カタログの更新を行い、販売促進を図る。
- ・工賃支給の方法について、出来高を反映させるための検討を行う。
- ・利用者の興味や得意な活動が継続してできるように、サークルやクラブ活動を支援する。
- ・自宅や医療機関をはじめ相談機関や在宅サービス機関などとの連携により、切れ目のない利用者の健康の支援を行う。

(2) 人材育成

① 人材育成の実施

- ・育成計画を作成し、計画に沿った研修を実施する。
- ・毎日の準備体操や理念・方針の唱和を全職員が行い、基本姿勢の強化を図る。
- ・毎日の報告会で支援事例の協議を行い、支援スキルの向上を図る。

② 研修の実施

- ・作業支援や身体介護、利用者の特性等について、基本知識の理解と実践のための研修会を2ヶ月に一度実施する。
- ・短時間パート職員向けの研修について検討する。
- ・運転手に向けた送迎時の運転及び利用者の特性理解に関する研修を取り入れ、安全な送迎を徹底する。

(3) 運営体制

① 円滑な運営

- ・利用者数と営業日数に見合った職員の勤務体制を整える。
- ・職員全体による会議を毎月確保し、運営方針に基づく支援の徹底を図る。

② 権利擁護（虐待防止）の取り組み

- ・利用者へのサービスを良質なものにするための聴取や、サービス内容の点検を「サービス向上委員会」、権利侵害の防止については「虐待防止委員会」が担い、多面的に運営体制を強化する。

③ 防犯・災害対策

- ・総合福祉センターとの連携とともに外来者への積極的な挨拶や言葉かけを行い、不審な侵入者を防ぐ。
- ・年間計画を作成し、月1回災害時訓練（火災・震災・炊き出し・総合福祉センター合同）を実施する。
- ・保護者との緊急連絡体制を整備するとともに帰宅困難時対応計画を作成する。

(4) 地域との連携

① 行事・イベント

- ・実行委員の派遣など、地域への取り組みに積極的に協力する。（多摩市障害者美術作品展、多摩市ふれあいスポーツなど）

② ネットワーク事業への参加

- ・多摩市障害福祉ネットワーク「たまげんき」
- ・調布・府中・多摩3市ネットワーク、東京都区市町村ネットワーク事業
- ・通所施設連絡会

V 啓光相談支援センター

1 施設概要

所在地	〒206-0032 東京都多摩市南野 3-15-1 多摩市総合福祉センター1階
連絡先	電話：042-376-5044 FAX：042-376-5099
施設の種類	指定特定相談支援事業所
実施事業	計画相談支援事業

2 運営方針

- ・障害者総合支援法に基づき、障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、関係諸機関との連携をとりながら中立・公正な相談支援を実施する。
- ・利用者一人ひとりの意思に基づく生活を見守りながら、とりまく環境作りとサポート体制との関係作りを支援する。

3 実施計画

(1) サービス提供

- ① 利用者の背景となる家庭環境や周囲との関係状況を把握し、生活全般を見守る。
- ② 円滑なサポート体制作りのため、サービス関係機関や地域資源に関する情報を集約し、活用する。

(2) 人材育成

- ① 相談支援専門員を事例検討や評価方法に関する研修に派遣する。
- ② 相談支援専門員の配置を継続的に維持するため、後継職員の育成を進める。

(3) 運営の工夫

- ① 利用件数に見合った効率的な業務計画と具体的な業務マニュアルを作成する。
- ② モニタリング報告書作成や訪問先への移動などにおける業務の効率化を図る。
- ③ サービス利用支援計画 72 件、モニタリング 196 件を実施する。

(4) 地域との連携

- ① サービス事業所などの関係機関や市役所への訪問を行い、情報交換を綿密に行うことで、地域資源の実情を把握する。
- ② サービス担当者会議を迅速に開催させ、途切れのない支援を目指す。